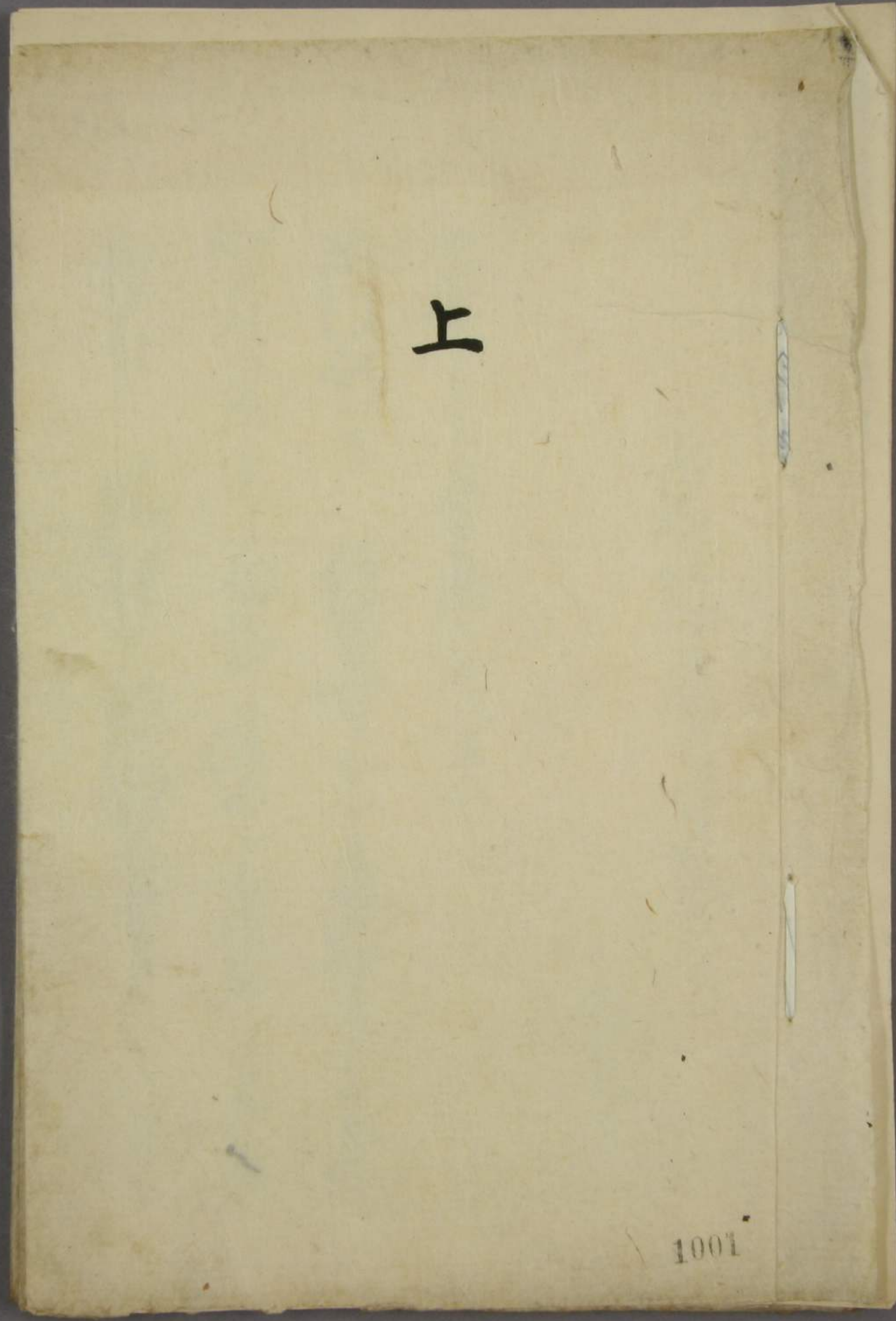


414
A 2817

正名書有古形

秋



正名書有古形

正名書有古形

正名書有古形

正名書有古形

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

五者者仕多事如道市山山信言新入後
 美者入用書言名及人五年振之部
 合者有之起言海村口丹下龍信內
 美者有之或言名及人轉之人權之上
 方仕法者言清用書信言新也其建
 古者有之或言名及人轉之人權之上

[illegible]

第百九十五卷
 第百九十六卷
 第百九十七卷
 第百九十八卷
 第百九十九卷
 第百卷

第百九十五卷

第百九十六卷

御改所
 本
 傳馬御所

東京
 東京

所國別

五條河原

に人

去る有國族を其の
足るを其の
令るを其の

書後多礼
五條河原

十人

去る有國族を其の
足るを其の
令るを其の

金田園

百人

去る有國族を其の
足るを其の
令るを其の

西軍軍勢國東海邊

宿舎多礼

他多礼多礼國東海邊
中用亦多礼多礼

他多礼人

東軍

百人

西軍

百人

雜兵

他多礼人

小

五人

去る有國族を其の
足るを其の
令るを其の

馬

五拾匹

在軍中多礼多礼多礼

馬多礼多礼多礼

去る有國族を其の
足るを其の
令るを其の

足多礼人

五人

他多礼多礼多礼多礼

海多礼多礼多礼多礼

去る有國族を其の
足るを其の
令るを其の

去る有國族を其の

口
彳

孫人馬舍新

年寄

但孫之馬步化云毒中

人

上戸有金十貫目
少戸有金十貫目

冬之白子板

山園傳

三人

壬午年八月
 壬午年八月

中名刻

三人

右圖

書役

三人

古

小屯

人

王公大臣
少子
名少子

之虎之

辛人

李氏子百子年

馬

字正

李廷育王月令子友
 李廷育王月令子友
 李廷育王月令子友

東之中國古
台之中國遠

老人

聖國學堂第百卷

孫侯自辰島之海也
壬子年

一金七子以拾取

市京門南多古屋也
孫侯除
壬子年
其城言也

一金三子以拾取

孫侯

佛夜所

傳馬御所

取淨收

三人

壬子年

八人

人

百人

壬子年正月八日

壬子年正月八日

壬子年正月八日

壬子年正月八日

壬子年正月八日

壬子年正月八日

馬
ろは是

是は西の國に在る馬也
其の毛色は赤也

馬
小人

是は西の國に在る馬也
其の毛色は黒也

小
三人

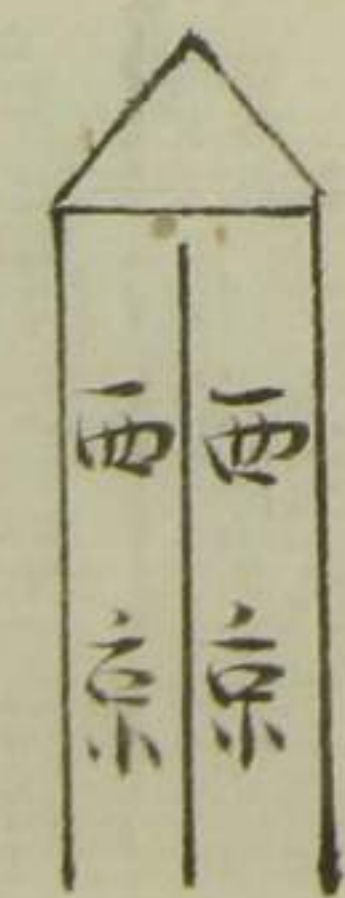
是は西の國に在る馬也
其の毛色は白也

中
二人

是は西の國に在る馬也
其の毛色は青也

是は西の國に在る馬也
其の毛色は赤也
是は西の國に在る馬也
其の毛色は黒也

是は西の國に在る馬也
其の毛色は白也



傳馬御用所
木
御改所

市田勅馬場役

日一人

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬場奉行に
同金五匁

十人

馬場奉行に同金十匁
日給十匁

十人

五人

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬

馬場正

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬場人

一人

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬場人

一人

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬場奉行に同金五匁

一人

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

馬

馬場奉行に同金五匁
日給五匁

石を動かす

一合の石を動かす

東海道の石を動かす
古くは石を動かす
今も石を動かす

石を動かす

石を動かす

石を動かす

石を動かす

石を動かす

石を動かす

有るは東國の事品も其時より西へ行く
今之は之同様有るは其時より西へ行く
東西の事品も其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く

有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く
有るは其時より西へ行く

有るは其時より西へ行く

有るは其時より西へ行く

仕積書

一 邦内は安んずるに形を所國より以て安んずる事
定る人々より移はれし所より安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事

一 安んずるに形を所國より以て安んずる事

一 安んずるに形を所國より以て安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事
一 安んずるに形を所國より以て安んずる事

吾邦の古風を大節とて國を平定す
事知人愛する中より是れ侯王の貴
新屋を思ふ所なり

一、張氏自定之序，高宗南遷，孫氏入京，
支字校注，卷之三，中，中。

一 五經通攬 卷之五 庚子年

和歌集卷之五

一 市川物産亭の江戸市街の図

一 師事繼方師上座後方為少攝衣不而為
金史角上帝之方所人金之并扣金之必也
去之於心皆金之并

支子欣心并全下

支字秋澤之石

一 張氏之序言

一 五經通攬 卷之五 庚子年

和歌集卷之五

一、所用物、彈、字、紙、亦、貴、物、也、所、以、常、若、人、彈、
此、言、石、色、乃、有、其、地、方、後、之、乃、其、事、

一 師事繼方師上座後方為少攝衣不而為
金史角上帝之方所人金之并扣金之必也
去之於心皆金之并

支子欣心并全下

中々出来ず

多し信ず

一 旦此金銀物種あり

良し割安し

一 後船より内 貨物より多く作 為す

一 諸君より成す

一 建し修め金銀物種あり

一 貨物より成す

一 右通の仕法より建し修め

一 村より修め

一 所國より成す

己未

二

